

自立支援教育訓練給付金

指定教育講座受講者に、経費の60%を支給します。
(1万2千円以下でないこと。20万円が上限)

- **指定教育講座**
 - ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座
 - ・別に定める就業に結びつく可能性の高い講座

● 支給条件 (全て満たす人)

- ①児童扶養手当を受給、もしくは同等の所得水準の町内在住者
- ②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない人
- ③教育訓練を受けることが適職につくために必要な人

※必ずしも必要としない教材費や希望による訓練などの費用は除く
※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。

☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

高等職業訓練促進給付金

資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の全期間 (上限36か月) 支給します。

● 対象資格

看護師 (准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・調理士・製菓衛生士など ※講座等の申し込み前に問い合わせ必須。

● 支給条件 (全て満たす人)

- ①児童扶養手当を受給、もしくは同等の所得水準の町内在住者
- ②養成機関で1年以上修業し、資格取得が見込まれる人
- ③仕事または育児と、修業の両立が困難な人

● 支給額

課税世帯……7万5千円 非課税世帯……10万円
※修了した場合に一時金2万5千円 (非課税世帯5万円) を支給します。
☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父または母および子で、合格をめざす人に受講経費の一部を支給します。

【受講修了時給付金】

対象講座の中から、受講した講座の20% (10万円上限) を、受講修了後に支給します。

【合格時給付金】

● 支給条件 (全て満たす人)

- ①町内在住で、ひとり親家庭の父または母、および子 (母子および父子、並びに寡婦福祉法第6条に基づく)
- ②児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人
- ③高卒認定試験に合格することが就職に必要と認められる人

● 支給額

対象講座の受講経費40%
(受講修了時給付金との合計で15万円上限)
※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。

☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の父または母および養育者を対象に、利用料金の半額を助成します。(月1万5千円が上限)

● 申請の手続き

登録申請→認定→助成申請→審査→決定振込 ※所得制限なし
☎ こども支援課児童福祉担当 ☎ 243

母子および父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の父母および寡婦の経済的自立や扶養している児童の福祉増進のため、必要な資金の貸付を行います。

● 対象者

- ・ひとり親家庭の父母で20歳未満の子を養育している人
- ・父母のいない20歳未満の子
- ・寡婦 (現在子を扶養していない場合、所得制限有)
- ・配偶者のいない40歳以上の女性で、上記対象者でない人 (一部所得制限あり)

● 貸付内容

事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚 (子)
※申請→面接→審査→貸付適否決定
☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

母子父子福祉センター

ひとり親家庭の様々な相談に専門スタッフが応じ、問題解決に必要な援助を提供。女性弁護士による法律相談も行います。

【法律相談】予約制、月1~2回 (第1・第3 (水) 午後)、1人3回まで
☎ 県西部母子福祉センター ☎ 049-283-7991

ひとり親家庭等就業支援

就業・転職の応援・どんな仕事に向いているのかなど、就業支援専門員が就業活動をお手伝いします。

● 相談までの流れ

- ①電話 (相談日予約)
 - ②面談 (三芳町役場で出張相談)
- ☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

【臨時相談窓口を開設します】

専門スタッフが、就業に関する相談をお受けします。お気軽にご利用ください。継続的に支援していきます。

【時間】10:00~16:00 【場所】三芳町役場 相談室など

	西部福祉事務所・ 就労支援専門員による 相談	ハローワーク所沢・ 就労支援ナビゲーターによる 相談
日程	8/9 (火)・8/18 (木)	8/5 (金)・8/24 (水)・8/29 (月)

※予約制: 1人1時間程度
※こども支援課に電話予約ください。当日でもお受けすることが
できる場合がありますので、お問い合わせください。

☎ こども支援課児童福祉担当 ☎ 243

その他、家庭の問題や子育ての悩み、就労などの不安がありましたら一人で悩まずにご相談ください。
☎ 049-258-0055 (こども支援課直通ダイヤル)



8/1から

現況届の手続き、始まります。

⚠ 現況届の提出をお忘れなく (今年度から、マイナンバーの確認が必要な人もいます。)

児童扶養手当受給者は、前年の所得等の状況と8月1日現在の受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。
※現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。(特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。)

提出期限: 8月1日(月)~31日(水) (土日祝日を除く) 8:30~17:15まで
※8月6日(土)は8:30~正午まで ※8月18日(水)は8:30~19:00まで

児童扶養手当

問い合わせ こども支援課児童福祉担当 内線243

父母の離婚などで、父または母と生計を同じにしていない子どもが育成される家庭 (ひとり親家庭) の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
※子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象 (一定の障がいがある場合は20歳未満)

● 手当額 (月額)

平成28年8月分から第2子、第3子以降の加算額増額されます。(所得に応じて決定します)

	全部支給	一部支給
子ども1人	42,330円	42,320円~9,990円
2人目の加算	10,000円	9,990円~5,000円
3人目以降の加算	6,000円	5,990円~3,000円

● 所得制限額

扶養親族等	本人		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円

※養育費の8割は所得に加算されます。

● 対象者

次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者で一定の要件に該当する場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障がいがある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども

● 対象外

- ・申請者や子どもが日本国内に住所を有しない
- ・申請者や子どもが公的年金を受給している
- ・子どもが父または母の死亡による公的年金を受給している
- ・子どもが児童福祉施設などに入所している
- ・子どもが父または母の公的年金の加算対象となっている (児童扶養手当が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合を除く)